○文部科学省告示第七十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

文部科学大臣　下村　博文

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十三年後」を「十四年後」に改める。

第五条第一号中「四百七十八億三千八百一万二千円」を「四百九十二億二千五百三十二万四千円」に改め、同条第二号中「十五億九千三百五十三万円」を「十五億八千五百十八万八千円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年五月十六日から施行し、平成二十五年度予算から適用する。

○文部科学省
経済産業省告示第二号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「（平成二十四年度」を「（平成二十五年度」に改める。

第十条第八項を削る。

別表第八の表（二）の三の項中「h×b×i×f×j」を「h×b×i×j」に、「(h×d×i×f+h'×e×i×f)×j」を「(h×d×i+h'×e×i×f)×j」に改め、別表第八の備考第十六号中「j」を「j」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年五月十六日から施行し、平成二十五年度予算から適用する。

○厚生労働省告示第百七十一号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十五年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

平成二十五年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨
第二　平成二十五年度の重点施策
一　若者・女性・障害者・高年齢者の就業実現
(一)　若者の安定雇用の確保
(二)　女性の活躍促進
(三)　障害者の就労促進
(四)　高年齢者の就労促進
二　成長分野等での雇用創出、人材育成の推進
(一)　成長分野等での雇用創出の推進
(二)　成長分野等での人材育成の推進
三　重層的なセーフティネットの構築
(一)　生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の抜本強化
(二)　求職者に対する公共職業訓練及び求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発、訓練機関と公共職業安定所との連携を通じた就職支援
四　非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善
(一)　非正規雇用問題に係るビジョンの実現に向けた取組の推進
(二)　雇用管理の改善に向けた有期労働契約労働者や派遣労働者に関する新たなルール等の周知
(三)　パートタイム労働者の均等・均衡待遇の推進
五　その他
(一)　震災復興のための雇用対策
(二)　ワーク・ライフ・バランスの実現
(三)　外国人労働者問題等への適切な対応
(四)　最低賃金の遵守の徹底と最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援
(五)　労働者が安全で健康に働くことのできる職場作り

第一　趣旨

この指針は、都道府県労働局長が、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第一項の規定に基づき、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を策定するための指針である。

国と地方自治体との連携の動きとしては、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施する取組や、埼玉県と佐賀県における「ハローワーク特区」等が開始されている。これらの取組については、都道府県労働局と地方自治体が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが重要である。

このため、雇用対策連絡調整会議の開催、都道府県労働局職業安定部長を連絡責任者とする地方自治体との連絡窓口の活用、国と市町村が連携して設置するふるさとハローワークでの就職支援等を通じて、地方自治体と一層緊密な連携・協力関係を構築する必要がある。

都道府県労働局長は、この指針を踏まえ、都道府県知事の意見を聞いて雇用施策実施方針を定め、国の講ずる雇用に関する施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

第二　平成二十五年度の重点施策

一　若者・女性・障害者・高年齢者の就業実現

(一)　若者の安定雇用の確保

ア　大学等の新卒者・既卒者に対する就職支援の推進

大学等の未就職卒業者を減少させるため、ジョブサポーターの全校担当制や、大学等におけるジョブサポーターの相談窓口の設置・出張相談の強化を図る。また、中小企業団体・公共職業安定所・大学間の連携強化等を図るとともに、地方自治体が参加する新卒者就職応援本部等を活用することにより、地域の実情に応じた就職支援を行う。

イ　若者と中小企業とのマッチングの強化

中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な「若者応援企業」の周知や合同面接会の開催等を行い、若者の就職支援を推進する。